

猪名川町手数料条例より抜粋

別表第1（第2条関係）

広告物の区分		単位	金額	備考
はり紙・はり札		100枚につき	300円	100枚未満であるとき、又は100枚に満たない端数があるときは、これを100枚とする。
看板並びに広告板及び塔によるもの	5平方メートル未満のもの	1枚又は1基につき	1,000円	ネオンサインその他電飾設備を有するものを含む。
	5平方メートル以上10平方メートル未満のもの	1枚又は1基につき	2,000円	
	10平方メートル以上のもの	1枚又は1基につき	3,000円。ただし、15平方メートルを超えるものは、3,000円に15平方メートルを超える5平方メートル又はその端数ごとに、1,000円を加算した額とする。	
アーチによるもの		1基につき	4,000円	
宣伝車		1台につき	2,000円	
アドバルーン		1個につき	800円	
電柱・電灯利用広告物		1個につき	300円	
標識利用広告物		1個につき	300円	
車体利用広告物		1個につき	3平方メートル以下のものは300円。3平方メートルを超えるものは2,000円。ただし、1車体あたりの合計金額が2,000	

		0円を超える場合は、2,000円とする。	
広告幕	1個につき	300円	
立看板	1個につき	300円	
のぼり・旗	1個につき	300円	
その他広告物	1枚、1基又は 1個につき	300円	